

IV. 同居対応リフォーム編

1. 概要

1-1. 同居対応リフォームの減税制度

同居対応リフォームを対象とした税の優遇措置 P.118

1-2. 対象となる同居対応リフォームとは

- 1) 同居対応改修工事の内容 P.119
- 2) 減税制度の告示・通達 P.123

1-3. 減税額の計算

- 1) リフォーム促進税制の控除額 P.124
- 標準的な工事費用相当額 P.126
- 2) リフォーム促進税制の控除額計算例 P.127

1-4. 手続きの流れ

リフォーム促進税制の要件と手続き P.129

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

証明書の種類と発行の流れ P.131

2-2. 証明書の発行

増改築等工事証明書 リフォーム促進税制 記載例 P.133

当資料の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。

・所得税の控除：令和4年1月1日～令和5年12月31日に居住開始の場合

上記より前の場合は、当協議会ホームページにて該当する年の資料をご参照ください。

*リフォーム減税制度のページ下部のタブ「バックナンバー」からご覧いただけます。

<https://www.j-reform.com/zeisei/>



同居対応リフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

所得税額の控除

同居対応リフォームを対象とした所得税額の控除には「リフォーム促進税制」及び「住宅ローン減税(P.179 参照)※」があります。適用はいずれか1つになります。

※ 対象工事の1号工事～3号工事のいずれかに該当する場合。

工事や住宅などの要件や適用となる期間などは制度により異なります。

制度の概要	所得税額の控除措置*
	リフォーム促進税制
制度名	【同居特定改修工事特別控除制度】
減税期間	リフォーム後居住を開始した年分(1年)
適用期間	改修後の居住開始日が 令和4年1月1日～令和5年12月31日
対象となる リフォーム	<p>① 一定の同居対応リフォーム</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">対象となる、住宅、工事等の詳細は P.129 へ</div> <p>② ①と併せて行うその他の増改築等工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">対象となる工事は P.125 へ</div>
控除又は 減額の上限額	62.5万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">控除額の計算方法は P.124 へ</div>
同居対応リフォーム 費用の要件	50万円超(税込)
手続きの窓口	税務署(確定申告) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">手続きの流れは P.129～130 へ</div>

※所得税減税制度の併用については P.007 へ。

1) 同居対応改修工事の内容

所得税額の控除の対象となる同居対応リフォームは、告示や通達に定められた以下の①から④の工事（以下「同居対応改修工事等」という）となります。

改修工事後、その者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数ある場合に限ります。

- ①調理室を増設する工事（ミニキッチン^{*}でも可です。ただし、改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る）
- ②浴室を増設する工事（浴槽がないシャワー専用の浴室でも可です。ただし、改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る）
- ③便所を増設する工事
- ④玄関を増設する工事

※ ミニキッチンとは、台所流し、コンロ台、その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニット（間口おおむね1,500mm以下のもの）をいいます。

増設工事における内容には、本体工事と一体工事があります。本体工事には、同居に必要な器具設置工事と、この工事に付帯して行われる付帯工事の2つがあります。また、本体工事と一体となってその効用を果たす設備の取替えまたは取付けに係る改修工事が一体工事です。

①調理室を増設する工事

増設に係る調理室が、食事室兼調理室や居間兼食事室兼調理室となる場合は、照明設備工事、内装・下地工事及びその他工事に要する費用は、食事室兼調理室や居間兼食事室兼調理室の面積に占める調理室の面積により按分します。

【本体工事】		【一体工事】
<p>【器具設置工事】 台所流し^{*1}、ガスコンロ^{*2}もしくは、IHクッキングヒーター^{*3}又は、こんろ台^{*4}の設置工事。ミニキッチン^{*5}の設置工事。</p> <p>【付帯工事】 増設するための給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、その他工事。</p> <p>【該当しない工事】 躯体工事、建具などの除却工事。</p>		<p>増設に併せて行う食器収納庫又は食料品貯蔵庫の設置工事^{*6}、作りつけ食器棚の設置工事、ビルトイン食器洗浄機の設置工事。</p>

* 1 給排水設備に接続されているものに限る。

* 2 ガス栓に接続されているものに限る。

* 3 電気設備に接続されているものに限る。

* 4 こんろ台付近にガスコンロ用のガス栓又は、IHクッキングヒーター用の電気コンセントが設置されているものに限る。

* 5 ミニキッチンを有する調理室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、ミニキッチンを有する調理室以外の調理室がある場合に限る。

* 6 増設する調理室又は、これに隣接して設置されるものに限る。

②浴室を増設する工事

【本体工事】		【一体工事】
【器具設置工事】 給排水設備および給湯設備 ^{*1} に接続されている浴槽又はシャワー設備の設置工事。 ^{*2}	【付帯工事】 給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事 ^{*3} 、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、浴室内の手洗い・タオル掛け・手すり等の設置工事、その他工事。	【一体工事】 増設に併せて行う脱衣所の設置工事。

* 1 既存の給湯器を含む。

* 2 シャワー専用の浴室を増設する工事は、改修後の自己居住用部分に浴槽のある浴室がある場合のみ対象となる。

* 3 浴室乾燥設備及び浴室空調設備を含む。

③便所を増設する工事

【本体工事】		【一体工事】
【器具設置工事】 便器設置工事*。	【付帯工事】 給排水設備工事、電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、便所内の手洗い・トイレットペーパーホルダー・タオル掛け・手すり・収納等の設置工事、その他工事。	【該当しない工事】 小便器のみの設置工事。

* 洗浄便座や暖房便座の機能を持った便器設置工事も含む。

④玄関を増設する工事

【本体工事】		【一体工事】
【器具設置工事】 玄関のドア及び土間の設置工事。	【付帯工事】 木工事、ガラス工事、開口部の躯体工事、電気工事、照明設備工事*、内装・下地工事、上層階玄関などへの外階段設置工事、下駄箱・インターホン・手すり等の設置工事、その他工事。	【該当しない工事】 開口部以外の躯体工事、建具などの除却工事。

* 天井灯やフットライトなどを含む。

同居対応改修工事の事例

リフォーム促進税制の対象は、工事後に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2以上の室がそれぞれ複数になる場合に限ります。また、同居対応改修工事をした家屋は、本人が自ら居住する部分とともに、同居する他の世帯が主として使用する部分（本人自らも行き来で使用できる）も含んだ「自己居住用部分」で充たす必要があります。

一方、壁などで家屋内が仕切られており、本人が家屋内で行き来できない部分は自己居住用部分には含まれません。「離れ」や「隣居」については、調理室・浴室・便所を有し、機能的に既存住宅と独立している場合、控除の対象とはなりません。ただし、壁や屋根のある渡り廊下でつながっており、構造上・外観上一体であると判断されれば控除の対象となります。

控除対象事例1（調理室と便所を増設）→ ○

工事前		→	工事後	
	箇所数			箇所数
調理室	1		2	
浴室	1		1	
便 所	1		2	
玄 関	1		1	

調理室、便所の増設工事であり、工事後各々2箇所あるため

控除対象事例2（調理室を増設）→ ○

工事前		→	工事後	
	箇所数			箇所数
調理室	1		2	
浴 室	1		1	
便 所	2		2	
玄 関	1		1	

調理室の増設工事であり、工事後、調理室・便所が各々2箇所あるため

控除対象外事例3（調理室と便所の改修）→ ✗

工事前		→	工事後	
	箇所数			箇所数
調理室	2		2 (改修)	
浴 室	1		1	
便 所	2		2 (改修)	
玄 関	1		1	

調理室、便所の改修工事であるため
※ただし、便所を改修する工事が高齢者等居住改修工事等に該当する場合は、バリアフリーリフォームの税の優遇措置の対象となります。

家屋内に自己居住用以外の店舗や事務所がある場合の同居対応改修工事例

家屋に店舗や事務所などの自己居住用以外の部分がある場合は、その部分において、調理室、浴室、便所又は玄関は2以上の室として数には含まれません。自己居住以外の部分の改修工事は、工事費の割合に応じて按分し、控除の対象から除外されます。

事例4（店舗部分に調理室と便所を増設）→ X

工事前			工事後		
	自己居住	店舗		自己居住	店舗
	箇所数	箇所数		箇所数	箇所数
調理室	1	0		1	1
浴室	1	0		1	0
便 所	1	0		1	1
玄 関	1	0		1	0

X

自己居住部分で2室複数の要件（調理室、浴室、便所又は玄関のうちいづれか2以上の室がそれぞれ複数箇所にある要件）を満たさないため、控除の対象となりません。

事例5（自己居住部分に調理室、店舗部分に便所を増設）→ X

工事前			工事後		
	自己居住	店舗		自己居住	店舗
	箇所数	箇所数		箇所数	箇所数
調理室	1	0		2	0
浴室	1	0		1	0
便 所	1	0		1	1
玄 関	1	0		1	0

X

自己居住部分で2室複数の要件（調理室、浴室、便所又は玄関のうちいづれか2以上の室がそれぞれ複数箇所にある要件）を満たさないため、控除の対象となりません。

事例6（自己居住部分に浴室、店舗部分に便所を増設）→ 条件付き ○

工事前			工事後		
	自己居住	店舗		自己居住	店舗
	箇所数	箇所数		箇所数	箇所数
調理室	2	0		2	0
浴室	1	0		2	0
便 所	1	0		1	1
玄 関	1	0		1	0

○

自己居住部分の浴室に係る費用が工事全体の1/2以上である場合は、控除の対象となります。しかし、工事費の割合に応じた控除額の按分によって、店舗部分の便所増設工事は控除額から省かれます。

他の増設に係る取り扱い方

既存の調理室を別の場所に移して改修し、さらに別の調理室を同時に増設する場合は、既存の調理室と同一階にある調理室を改修されたものとして取り扱い、既存の調理室と別の階にある調理室を増設されたものとして取り扱います。また、改修工事後にいずれの調理室も同一の階にある場合は、工事費の安い方を増設されたものとして取り扱います。浴室、便所および玄関も同じように取り扱います。

浴室と便所が一体となったものを増設する際、2室複数要件を判断する場合は、浴室及び便所がそれぞれ増設されるもの（浴室1増・便所1増）として取り扱います。

対象となる同居対応改修工事等に関する告示は以下の通りです。また、工事の詳細については、通達において記載されています。詳しくは、別冊の告示編または通達編をご確認ください。

所得税額の控除	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象工事 平成 28 年 国土交通省告示 第 585 号
通達	<ul style="list-style-type: none"> ● 「増改築等工事証明書」について 平成 29 年 4 月 7 日付 (国住政第 6 号／国住生第 20 号／国住指第 28 号) <p>通達では、「同居特定改修工事特別控除制度」がリフォーム促進税制に当たります。</p>

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

1) リフォーム促進税制の控除額

「リフォーム促進税制」はローンの利用の有無に関わらず適用可能な制度です。

リフォーム後居住を開始した年分の所得税額が一定額控除されます。

同居対応リフォーム（多世帯同居改修工事等）を完了し令和4年1月1日～令和5年12月31日までに居住を開始した場合、リフォーム促進税制の控除額は、多世帯同居対応改修工事等の費用と、併せて行うその他の一定要件を満たす増改築等工事の費用で計算します。なお、控除率は工事の内容、要件等により異なります。

リフォーム促進税制の控除額は、下記の1と2の工事費用で計算します。

1. 多世帯同居対応改修工事等の標準的な工事費用相当額^{*1} (①) のうち、
 - ・控除率10%の限度額（250万円）までの額（A）……控除率10%
 - ・控除率10%の限度額を超過した部分の額（②）……控除率5%^{*2}
2. 多世帯同居対応改修工事等と併せて行う増改築等工事に実際にかかった工事費用の額^{*1}（③）……控除率5%^{*2}

* 1 補助金等の交付を受けている場合は、当該費用の額から補助金等の額を除いた額になります。

* 2 控除率5%の対象工事費用（②と③の合計額）の限度額は、①と同額までです。また、控除率5%の最大限度額は、Aと合わせて合計1,000万円です。



(1) 同居対応リフォームの控除率10%の限度額まで

工事内容に応じて、平成21年国土交通省告示第384号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します。

(1) 円

控除率10%の限度額※6
2,500,000 円

(2) 同居対応リフォームの控除率10%の限度額超過分(2)およびその他の増改築等工事の工事費用(3)

(1)のうち、控除率10%の限度額（250万円）超過分(1-A) 円

その他の増改築等工事費用の額－補助金等の額 (3) 円

= (2+3)の合計額 (4) 円

上記の額のいずれか少ない方の額

$$A \text{ 円} \times 10\% + B \text{ 円} \times 5\% = \text{控除額}^{\ast 7} \text{ 円}$$

*100円未満の端数は切り捨て

※ 1 標準的な工事費用相当額について

複数の工事を行う場合は、各工事の標準的な工事費用相当額の合計額となります。

※ 2 併用住宅や共同住宅等の共用部に行った工事について

当該工事を行った部分に居住用以外の用に供する部分がある併用住宅等である場合は、各工事ごとに算出した金額に、居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額となります。

※ 3 同居対応改修工事等において補助金等*の交付を受ける場合について

当該工事について補助金等の交付を受ける場合は、当該工事の標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額になります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもの。

※ 4 性能向上リフォーム*と併せて行う場合に控除の対象になる「増改築等工事」とは

【租税特別措置法施行令第 26 条第 33 項】

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え:建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え)
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る) ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る)
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事(バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外)
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 (住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象)

当該改修工事が行われる構造又は設備となって効用を果たす設備の取替え又は取り付けに係る改修工事を含みます。

*性能向上リフォームとは、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームのことをさします。

※ 5 増改築等工事費用の額について

実際に当該工事に要した費用（税込）の額です。

※ 6 控除率 10% の限度額について

各性能向上リフォームごとに定められています。同居対応改修工事は 250 万円です。

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事等を併せて行う場合

- ・耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事（一般断熱改修工事等）を併せて行う場合には、同居対応改修工事と併せて所得税の控除（リフォーム促進税制）の適用を受けることができます。併用する場合の控除対象限度額は 950 万円（太陽光発電設備工事がある場合は 1050 万円）となります。
- ・長期優良住宅化リフォームを併せて行っている場合も同居対応改修工事のリフォーム促進税制を適用することができます。（詳細は V 長期優良住宅化リフォーム編のリフォーム促進税制 P.151 の※6 を参照下さい）

※ 7 実際の控除額について

- ・同居対応改修工事を行った場合のリフォーム促進税制の最大控除額は 62.5 万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。

- ・家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額になります。

リフォーム促進税制の控除額を算出する際に、同居対応改修工事については国土交通大臣が定める標準的な工事費用相当額を確認します。

標準的な工事費用相当額 ^{*1} 【平成28年国土交通省告示 第586号】		
同居対応改修工事の内容		箇所あたり 金額(税込) ^{*2}
①調理室を増設する工事 (改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る)	イ ミニキッチンを設置する工事以外の工事の場合	1,622,000円
	ロ ミニキッチンを設置する工事の場合	476,100円 ^{*3}
②浴室を増設する工事 (改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る)	イ 給湯設備の設置・取替を伴う浴槽の設置工事の場合	1,373,800円
	ロ 給湯設備の設置・取替を伴わない浴槽の設置工事の場合	855,400円
	ハ 浴槽がないシャワー専用の工事の場合	584,100円
③便所を増設する工事		526,200円
④玄関を増設する工事	イ 地上階の場合	658,700円
	ロ 地上階以外の場合	1,254,100円

※1 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の同居対応改修工事項目に応じ、「箇所あたり金額」に工事個所数を乗じた額です。

※2 同居対応改修工事をした家屋に、令和2年1月1日以後に居住する場合。

※3 ①ロは、標準的な工事費用相当額の基準である50万円に満たないため、箇所単体では所得税控除から除外されます。

次のリフォーム例で減税の控除額を計算しましょう。

(1) リフォーム工事のうち、対象となる工事の内容を確認します。

証明書記載例については
P.133 へ

リフォーム工事の内容

① 同居対応リフォーム

ミニキッチンおよび便所の増設

② その他の増改築等工事

LDKおよび洋室(収納を含む)の壁・床・天井の全面改修(第3号工事)

(キッチンセットの交換を含む)

(2) 同居対応改修工事の内容を確認します。

工事前	
	箇所数
調理室	1
浴室	1
便所	1
玄関	1



工事後	
	箇所数
調理室	2
浴室	1
便所	2
玄関	1

(3) リフォーム工事費用を計算します。

① 同居対応リフォームについては、平成28年度国土交通省告示第586号に定める標準的な工事費用相当額を計算します。

① ミニキッチン増設

476,100円

】

1,002,300円

… a

② 便所増設

526,200円

0円

… b

・国や地方公共団体から交付された補助金等

② その他の増改築等工事については、実際にかかった工事費用を計算します。

LDKおよび洋室(収納を含む)の壁・床・天井の全面改修(第3号工事) 5,500,000円(税込) … c

(キッチンセットの交換を含む)

・国や地方公共団体から交付された補助金等

137,000円

… d

(4) 控除額を計算します。(下記の※1～※7についてはP.125をご覧ください)

1	同居対応リフォーム 標準的な工事費用相当額の合計額※1※2 a 1,002,300 円	-	交付される補助金等の額※3 b 0 円	=	50万円超であること ① 1,002,300 円
2	その他の増改築等工事※4費用の額※5 c 5,500,000 円	-	交付される補助金等の額 d 137,000 円	=	③ 5,363,000 円

(1) 同居対応リフォームの控除率10%の限度額まで

工事内容に応じて、平成21年国土交通省告示第384号に定められた標準的な工事費用相当額を計算します

$$\begin{array}{r} \textcircled{1} \\ 1,002,300 \end{array} \text{ 円}$$

控除率10%の限度額※6
2,500,000 円

(2) 同居対応リフォームの控除率10%の限度額超過分(②)およびその他の増改築等工事の工事費用(③)

$$\begin{array}{r} \textcircled{1} \text{ のうち、控除率10%の限度額(250万円)超過分 } \textcircled{1-A} \\ 0 \end{array} \text{ 円}$$

+
 ② + ③ 5,363,000 円

=
 = ④ 5,363,000 円

上記の額のいずれか少ない方の額

$$A \boxed{1,002,300} \text{ 円} \times \text{控除率} 10\% + B \boxed{1,002,300} \text{ 円} \times \text{控除率} 5\% = \boxed{150,300} \text{ 円}$$

*100円未満の端数は切り捨て

④の額の内、次のいずれか少ない方の額
…①の額
…(1,000万円-A)の額

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。リフォーム促進税制の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

リフォーム促進税制について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうか確認します。

適用要件を確認する

住宅の要件

以下のすべてに該当すること

- 同居対応リフォームを行う方が所有し、居住する家屋
- 同居対応リフォーム後の家屋の床面積(登記簿表示)が50m²以上であること
*店舗や事務所などを持つ併用住宅の場合は、建物全体の床面積で判断
*マンション等は区分所有床面積で判断
- 同居対応リフォーム後の家屋の床面積の1/2以上が自己の居住用であること
(併用住宅の場合)

工事の要件

以下のすべてに該当すること

- 同居対応改修工事を行っていること
- 併せて適用を受ける増改築等工事は対象工事(第1号～第6号工事)であること
- 同居対応改修工事等の標準的な工事費用相当額から補助金を引いた額が50万円超(税込)であること
*当該費用について国又は地方公共団体から補助金又は給付金等の交付を受ける場合には、標準的な工事費用相当額の合計額から交付金額を差し引いた金額で判定
- 同居対応改修工事等の標準的な工事費用相当額のうち、自己の居住用部分の費用が1/2以上であること
(併用住宅の場合)

対象工事の詳細は
P.119 へ

その他の要件

以下のすべてに該当すること

- その年の分の合計所得金額が3,000万円以下であること
- 同居対応改修工事等であることについて、増改築等工事証明書などにより証明されていること
- 同居対応リフォーム後の居住開始日が令和4年1月1日から令和5年12月31日の間であること
- 同居対応リフォーム完了の日から6ヶ月以内に居住していること

証明書については
P.133～143 へ

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 住宅特定改修特別税控除額の計算証明書
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 補助金などの額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等
- *その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
についてはP.131へ

③建築士（建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る）などが用意するもの

□ 増改築等工事証明書

*発行者の建築士の免許証の写しまたは、免許証明書を添付

証明書の発行手続き
についてはP.131へ

税務署へ下記書類を揃えて確定申告をします。

- 確定申告書
- 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

*家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告をします。
その場合は、工事費用を持分比率に応じて按分します。
- 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- 補助金等の額が明らかな書類（交付を受ける場合）
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）
- 工事請負契約書の写し

（同居対応リフォームと併せてその他の増改築等工事を行う場合）
- 増改築等工事証明書

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、所定の証明書が必要となります。

証明書の発行者は、リフォームを行った方（消費者）から下記の書類等を受理して要件を満たすことを確認しますが、当該リフォームの設計及び工事監理を行った建築士が発行する場合は、設計や工事監理の過程で可能な限り確認しておきましょう。

所得税額の特別控除	
増改築等工事証明書	
所得税額控除の申告（確定申告）の際に必要となります。 昭和63年建設省告示第1274号において、その様式が定められています。	
証明書の発行者	増改築等工事証明書の詳細は P.133の記載例を参照へ
証明書の発行者	<p>証明書を発行できる者は以下①～④のいずれかとなります。</p> <p>①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る ＊リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらわ か、②～④の機関に発行を依頼する必要があります（②～④は業務として行っているかどうかの事前確認が必要です）。</p> <p>②指定確認検査機関</p> <p>③登録住宅性能評価機関</p> <p>④住宅瑕疵担保責任保険法人</p>
発行前に確認する書類等	<p><input type="checkbox"/> 増改築等を行った家屋の登記事項証明書等 家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書又はその写し（左記書類がない場合は、領収書及び工事前後の写真で確認） 改修年月日、改修事実を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費用内訳書、領収書等 50万円超（税込）の同居対応改修工事等であることや、控除対象工事費用の額を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書その他設計に関する書類、写真等 適用対象となる工事を行っていることを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 同居対応リフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認</p>

証明書は減税制度の種類や工事の内容により記載欄が異なります。詳しくは各記載例をご参照ください。

証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

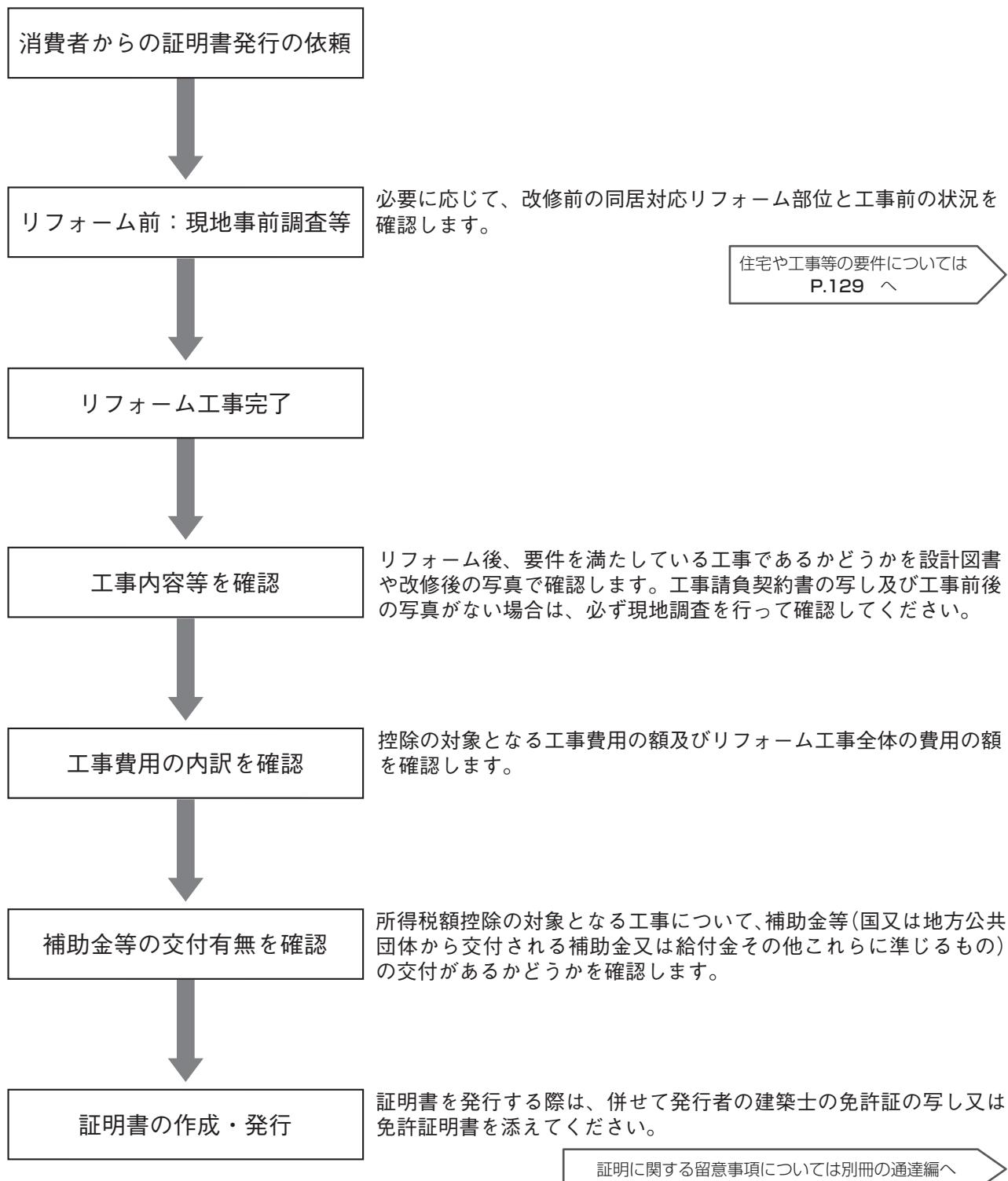
住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

検索

国土交通省 各税制の概要

検索

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



同居対応改修工事の増改築等工事を行った場合（令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合）

「増改築等工事証明書」（全22ページ）の発行にあたり必要事項の記入を行ないます。リフォーム促進税制のリフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で22ページありますが、記入・提出するのは□で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

17ページ目

18ページ目

19ページ目

20ページ目

21ページ目

22ページ目

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

* 様式の右上のページは記載例のページに対応する。

* □提出書類 ■記入不要

* 該当する箇所に記入の上そのページを提出する。

* 備考(P.23～P.42)は提出不要

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 告示編の証明書の備考を参照のこと

同居対応改修工事を行う場合（リフォーム促進税制） (令和4年1月1日以降に工事完了後居住した場合)

*記入が必要な箇所には赤字で記入しています。

記載例

P.127 の計算例と
対応しています。

【工事内容、工事費用、補助金等】

1. 同居対応リフォーム

(1)工事内容

- ①ミニキッチン増設
- ②便所の増設事内容

(2)工事費用

標準的な工事費用相当額の合計額:1,002,300円

(3)補助金等:0円

2. その他の増改築等工事

(1)工事内容

間取り変更を伴うLDK及び洋室(収納を含む)の床・壁・天井の全面改修(第3号工事)・キッチンセットの交換工事を含む

(2)工事費用

実際に対象工事にかかった費用の合計額:5,500,000円

(3)補助金等:137,000円

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住 所	東京都千代田区〇〇〇	工事を行った住所の建物登記簿に 記載された家屋番号と所在地を記 入します。
	氏 名	リフォーム 太郎	
家屋番号及び所在地	東京都千代田区〇〇〇		
工事完了年月日	〇〇年〇月〇日 工事が完了した日を記入します。		

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフ	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の削除

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）
（1）実施した工事の種別

同居対応リフォームについてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は「④多世帯同居改修工事等」の欄に記入します。

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準												
	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替												
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th><th>1 1地域 5 5地域</th><th>2 2地域 6 6地域</th><th>3 3地域 7 7地域</th><th>4 4地域 8 8地域</th></tr> </thead> </table>								地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域
地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域									
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合 認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等											
		低炭素建築物新築等計画の認定主体											
		低炭素建築物新築等計画の認定番号											
		低炭素建築物新築等計画の認定期年月日											
太陽熱利用冷温熱装置の型式													
潜熱回収型給湯器の型式													
ヒートポンプ式電気給湯器の型式													
燃料電池コージェネレーションシステムの型式													
ガスエンジン給湯器の型式													
エアコンディショナーの型式													
太陽光発電設備の型式													
安全対策工事		有	無										
陸屋根防水基礎工事		有	無										
積雪対策工事		有	無										
塩害対策工事		有	無										
幹線増強工事		有	無										

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ①調理室を増設する工事 ②浴室を増設する工事 ③便所を増設する工事 ④玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
改修工事前	1	1	1	1	1
改修工事后	2			2	
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号				
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日				
	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ①居室 ②調理室 ③浴室 ④便所 ⑤洗面所 ⑥納戸 ⑦玄関 ⑧廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			

工事内容が重複する場合は、重複しないようにいずれかに振り分けて、該当部分に○を付けてください。

		<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事 <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td><td>1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域</td><td>2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域</td><td>3 3 地域 6 6 地域</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>1 等級1 2 等級2 3 等級3</td></tr> </table>	地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3
地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域					
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3							
第6号工事 (省エネ改 修工事) ※③の工事 を実施して いない場合 のみ選択	認定低炭素 建築物新築 等計画に基 づく工事の 場合	<p>次に該当する修繕又は模様替</p> <p>1 窓</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等 3 壁 4 床等</p> <table border="1"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第 号</td></tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	低炭素建築物新築等計画の認定主体		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
低炭素建築物新築等計画の認定主体								
低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号							
低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日							
改修工事 後の住宅 の一定の 省エネ性 能が証明 される場 合	住宅性能評 価書により 証明される 場合	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 窓の断熱性を高める工事</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td><td>1 1 地域 3 3 地域 5 5 地域 7 7 地域</td><td>2 2 地域 4 4 地域 6 6 地域 8 8 地域</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>1 等級1 2 等級2 3 等級3</td></tr> </table>	地域区分	1 1 地域 3 3 地域 5 5 地域 7 7 地域	2 2 地域 4 4 地域 6 6 地域 8 8 地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3	
地域区分	1 1 地域 3 3 地域 5 5 地域 7 7 地域	2 2 地域 4 4 地域 6 6 地域 8 8 地域						
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3							

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名称 登録番号 第 号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
			住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日
増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替		
		1 窓の断熱性を高める工事		
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替		
		2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	1 1 地域 3 3 地域 5 5 地域 7 7 地域	2 2 地域 4 4 地域 6 6 地域 8 8 地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3	
		改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級3 2 断熱等性能等級4以上	
		長期優良住宅建築等計画の認定主体		
		長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号	
		長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日	

(2) 実施した工事の内容

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、施工内容を具体的かつ明瞭に記入してください。

1. 同居対応リフォーム（多世帯同居改修工事等）

- ・ミニキッチン（間口 1200cm）の増設
- ・便所の増設

2. 第3号工事

- LDK および洋室（収納を含む）の床・壁・天井の全面改修
- ・LDK の間仕切りを撤去し一部屋にして、キッチンセットを交換
 - ・和室 4.5畳を洋室に改修し、押入れを収納に改修
 - ・LDK および洋室のサッシ、ガラスの交換

多世帯同居改修工事等についてリフォーム促進税制の適用を受ける場合は④～⑦、⑨～⑪、⑬～⑯の欄に記入します。

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修

ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額	円
エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額	円
オ ウからエを差し引いた額	円

② 高齢者等居住改修工事等

ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）	円
エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額	円
オ ウからエを差し引いた額	円

(3) 一般断熱改修工事等

ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいづれか少ない金額	円
オ ウからエを差し引いた額	円

標準的な工事費用相当額は、P.126を参照のこと。

(4) 多世帯同居改修工事等

ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	1,002,300円
イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	1,002,300円
エ ウと250万円のうちいづれか少ない金額	1,002,300円
オ ウからエを差し引いた額	0円
⑤ ①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額	1,002,300円
⑥ ①エ、②エ、③エ及び④エの合計額	1,002,300円
⑦ ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	0円
⑧ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等含む）	いづれかと併せて行う場合

●上記④のイ 多世帯同居対応改修工事等の「補助金等の交付の有無」に○を記入してください。

「有」：多世帯同居対応改修工事等を含む住宅の増改築など工事の費用に関し「国」又は「地方公共団体」から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものとの交付の対象となる工事が含まれている場合。

*「有」の場合には「交付される補助金等の額」の欄に、額を記入します。

「無」：含まれていない場合。

「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ ウ及びカの合計額	円
ク キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいづれか少ない金額	円
ケ キからクを差し引いた額	円

⑨ ②ウ、④ウ及び⑧キの合計額	1,002,300 円
⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額	1,002,300 円
⑪ ②オ、④オ及び⑧ケの合計額	0 円
⑫ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）	
ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ ウ、カ及びケの合計額	円
サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない額	円
シ コからサを差し引いた額	円
⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額	1,002,300 円
⑭ ②エ、④エ及び⑫サの合計額	1,002,300 円
⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額	0 円
⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額(10%控除分)	1,002,300 円
⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額	1,002,300 円
⑱ ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額	0 円
⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	5,500,000 円
イ ⑲の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	137,000 円
ウ アからイを差し引いた額	5,363,000 円
⑳ ⑰の金額と⑯及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額	1,002,300 円
㉑ 1,000万円から⑯を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	8,997,700 円
㉒ ㉑と㉑の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	1,002,300 円

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日 ○○年○○月○○日

実際に証明した日(書類作成日)を記入します。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った方の情報を記載してください。
(以下の(1)~(4)のいずれかの選択制)

建築士事務所に属する建築士が発行します。 ✓ 証明を行った建築士	氏名	増改築一郎			印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所			
	所在地	東京都千代田区□□□			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所			
	登録年月日及び登録番号	△△ - ××××			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合			登録番号	
		登録を受けた地方整備局等名			

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称	印		
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 錄 番 号	
		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号		

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称	印		
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 錄 番 号	
		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号		

(用紙 日本産業規格 A4)

